

寝屋川市障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

評価年度	令和5年度														
機関名	寝屋川市 議会事務局 教育委員会 選挙管理委員会事務局 監査事務局 公平委員会事務局 農業委員会事務局 上下水道局														
目標に対する達成度	<p>(1)採用に関する目標</p> <p>①実雇用率（令和5年6月1日）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度実雇用率</th> <th>令和5年度法定雇用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長部局</td> <td>2.73%</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>2.86%</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>上下水道局</td> <td>3.28%</td> <td>2.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②各種研修等の実施により、障害者雇用の推進に関する理解の促進を図った。</p> <p>(2)定着に関する目標</p> <p>①採用後6か月の定着率 100%（令和5年6月1日）</p> <p>②不本意な離職者は生じていない。</p>				令和5年度実雇用率	令和5年度法定雇用率	市長部局	2.73%	2.6%	教育委員会	2.86%	2.5%	上下水道局	3.28%	2.6%
	令和5年度実雇用率	令和5年度法定雇用率													
市長部局	2.73%	2.6%													
教育委員会	2.86%	2.5%													
上下水道局	3.28%	2.6%													
取組内容の実施状況	<p>(1)障害者の活躍を推進する体制整備</p> <p>○障害者雇用推進者として、以下の通り選任している。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>市長部局</td> <td>総務部人事室長</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>学校教育部教育政策総務課長</td> </tr> <tr> <td>上下水道局</td> <td>上下水道局経営総務課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>○障害者職業生活相談員として、以下の通り選任している。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>教育委員会を除く機関</td> <td>総務部人事室の保健師</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>学校教育部教育政策総務課係長</td> </tr> </tbody> </table> <p>○障害者職業生活相談員は、産業医等と連携し、障害のある職員やその同僚、上司等からの相談に当たった。</p> <p>○相談体制について、全職員に広く周知している。</p> <p>(2)障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出</p> <p>○各所属管理職へのヒアリング等を通じて、短時間勤務でも可能な職務の選定及び創出についての検討を行った。</p>			市長部局	総務部人事室長	教育委員会	学校教育部教育政策総務課長	上下水道局	上下水道局経営総務課長	教育委員会を除く機関	総務部人事室の保健師	教育委員会	学校教育部教育政策総務課係長		
市長部局	総務部人事室長														
教育委員会	学校教育部教育政策総務課長														
上下水道局	上下水道局経営総務課長														
教育委員会を除く機関	総務部人事室の保健師														
教育委員会	学校教育部教育政策総務課係長														

○新規採用職員に対して、面接等において必要となる配慮等について聞き取り、どのような対応が可能かについて双方で確認した。

○現に勤務する障害者から従来の業務遂行が困難となった旨の相談はなかった。

(3)障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

①職務環境

○障害のある職員について、人事評価における個別面談等を通じて、必要な配慮等について把握し、措置を講じた。

○障害のある職員が配属される所属において、執務室レイアウト等の必要な配慮を行った。

○聴覚障害のある職員が研修を受講する際には、手話通訳等を依頼するなど、合理的な配慮の提供に努めた。

②募集・採用

○障害者を対象とした採用試験の実施に当たり、障害者からの要望を踏まえ、必要な配慮を行った。

○職員の募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行っていない。

- ・特定の障害を排除し、特定の障害に限定する
- ・自力で通勤できることを受験の条件に設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能であることを受験の条件に設定する。
- ・「就労支援機関に所属、登録しており、雇用期間中支援が受けられること」を受験の条件に設定する。
- ・特定の就労期間からのみの受入れを実施する。

③働き方

○完全フレックスタイム制を導入し、活用を推進している。

④その他的人事管理

○障害のある職員からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう支援を行つ

	<p>た。</p> <p>○在職中に疾病・事故等により障害者となった者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮等の取組を行った。</p> <p>(4)その他</p> <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注について、障害者就労施設等からの優先的な調達を推進した。</p>
「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果	<ul style="list-style-type: none"> ・目標に対する達成度については、掲げた目標を達成している。 ・取組内容の実施状況については、掲げた取組を概ね実施している。
計画の見直し、修正	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の見直しや修正は行っていない。